

## 2015年のACFTAとAFTAの関税削減効果を探る ～格差が見られるミャンマー・カンボジアのFTA効果～

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*

(一財)国際貿易投資研究所 研究主幹

### 要約

- ・ASEAN 中国 FTA (ACFTA) の効果を比較すると、ASEAN が中国から輸入した方が、中国がASEAN から輸入する場合よりも、関税を削減する効果が大きい。日本企業はASEAN でACFTA を利用する方がより関税を削減できる。
- ・2015 年のAFTA (ASEAN 自由貿易地域) の効果においては、先発国のインドネシア・タイの方が、後発国のカンボジア・ミャンマーよりも関税削減の効果が大きい。
- ・カンボジアとミャンマーにおけるACFTA とAFTA の効果を比較すると、ACFTA ではカンボジアの方が高い。しかし、AFTA ではカンボジアは石油精製品の関税を例外として高めに維持しているため、その分だけカンボジアの関税削減効果がミャンマーよりも低くなっている。
- ・純粹にFTA の関税削減効果だけを考慮すれば、タイで他のASEAN から輸入する方が、インドネシアでASEAN から輸入するよりもメリットが大きい。
- ・AFTA の関税削減率の方がACFTA よりも高かった業種は、カンボジア・ミャンマーを含めて、「輸送用機械・部品」と「食料品・アルコール」

である。これは、自動車・同部品の分野においては、ACFTA 利用による ASEAN と中国との間の相互調達と比較して、いかに ASEAN 間でのサプライチェーンの形成に AFTA が貢献しているかを示すものである。

## はじめに

本稿は、中国、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーの輸入における ACFTA と AFTA の関税削減効果を分析している。この中で、カンボジアとミャンマーにおいては、貿易統計や譲許表（関税削減スケジュール表）などの電子データの入手が難しいものの、今回は両国関係者の協力を得て、関税削減効果の計算をすることができた。したがって、ACFTA と AFTA の関税削減効果において、中国と ASEAN との違いの比較だけでなく、ASEAN における先発国のインドネシア・タイと後発国のカンボジア・ミャンマーとの違いを比較することが可能になった。

## 1. 中国よりも ASEANの方が大きい ACFTA の関税削減効果

### (1) 関税を 3~6%も削減する ACFTA

図 1 は、2015 年における中国と ASEAN4 カ国（インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマー）の「MFN 税率（一般的に適用される関税率）」と「ACFTA 税率（ACFTA を利用した時に適用される関税率）」の平均関税率を輸入全品目（約 1 万品目）の個々の関税率から加重平均で集計したものである。

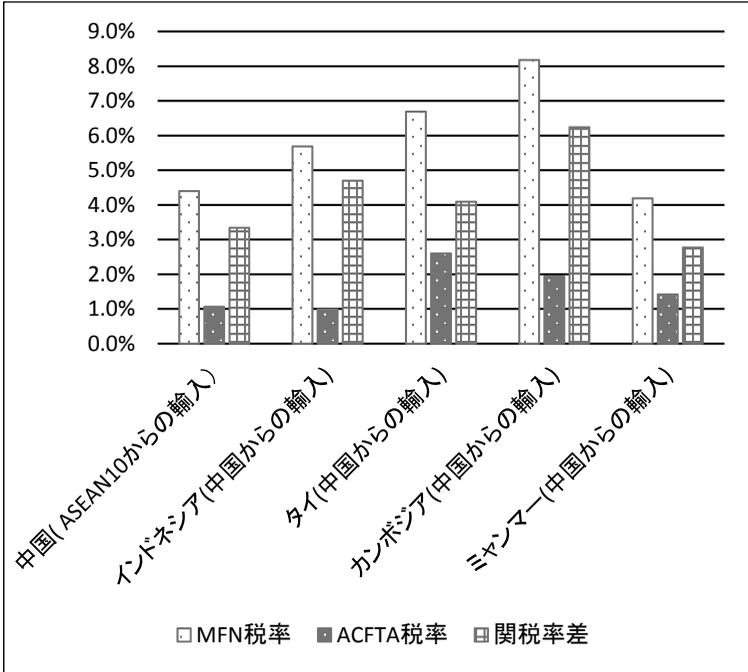
この図のように、中国の ASEAN10 カ国からの輸入における MFN 税率は 4.4%であり、ACFTA 税率は 1.1%であった。したがって、2015 年の中国においては、ASEAN からの輸入で ACFTA を利用しなければ、関税を全品目平均で 4.4%も支払わなければならないが、ACFTA を利用する場合

は 1.1%の支払いに低下することになる。

もっと具体的に言えば、中国のある企業がタイから 100 万円輸入した

時、ACFTA を利用しない場合、通常支払う関税額は全ての品目の平均で 100 万円に 4.4%を掛けた 4.4 万円になる。これが、ACFTA を活用すれば、

図 1 : ACFTA5 カ国の平均関税率 (2015 年、加重平均)



(注 1) MFN 税率および ACFTA 税率の加重平均を計算するための重み付けに用いる輸入額は、下記とした。

中国 : ASEAN10 カ国からの輸入額

それ以外 : 中国からの輸入額

(注 2) カンボジアの ACFTA の TRS 表 (Tariff Reduction Schedule) では、ノーマルトラック (NT) の例外品目である NT2 の品目の関税率を 0-5%としているので、本報告書では ACFTA 税率を 0%と 5%の両ケースで計算したが、図 1 では NT2 品目が 0%の場合の ACFTA 税率を掲載している。

(資料) 各国関税率表、各国 TRS 表、「マーリタイム&トレード」IHS グローバル株式会社、より作成。

平均で100万円に1.1%を掛けた1.1万円だけを支払えばよいことになる。この場合は、ACFTAの活用で生まれる関税削減のメリットは3.3万円(4.4万円-1.1万円)ということになる。

図1より、中国以外のASEAN4カ国の平均関税率を見てみると、インドネシアの中国からの輸入に対するMFN税率は、中国よりも1.3%高い5.7%であった。タイの中国からの輸入に対するMFN税率は6.7%、カンボジアで8.2%、ミャンマーで4.2%であった。これらASEAN4カ国の加重平均によるMFN税率は、ミャンマーを除いていずれも中国よりも高い。

一方、インドネシアの中国からの輸入に対するACFTA税率は1.0%で中国のACFTA税率とほぼ同等の水準であった。これは、インドネシアは全品目平均では中国とあまり変わらないACFTA税率を適用していることを意味している。これに対して、タイのACFTA税率は2.6%、カンボジア1.9%、ミャンマー1.4%と中国よりもやや高い。

カンボジアは、ACFTAのTRS表

(関税削減スケジュール表、譲許表)において、ノーマルトラック(NT1)品目(最終的に0%にする一般的な自由化品目)の例外品目であるNT2の関税率を0-5%としている。つまり、カンボジア税関はACFTAを利用したNT2品目の輸入に際して、0-5%の範囲内の関税率を課税することになる。

本分析では、NT2品目のACFTA税率を0%と5%の両ケースで計算しているが、図1では、0%のケースを掲載している。このため、図1のカンボジアのACFTA税率は、5%の場合よりもやや低くなっている。したがって、カンボジアのMFN税率からACFTA税率を差し引いた関税率差はその分だけ大きくなるので、関税率差で示される関税削減効果は少し大きめに現れる。なお、2015年のカンボジアの輸入におけるHS(ハーモナイズド・システム)8桁の9,558品目の内、NT2は488品目あり、その割合は5.1%であった。

中国とインドネシアのACFTA税率が相対的に低いのは、その分だけ他のACFTA加盟国に自国市場を開放しているということだ。タイの

ACFTA 税率が相対的にやや高いのは、中国やインドネシアよりも他の ACFTA 加盟国に対してその分だけ自国市場を保護しようとする度合いが大きいということを意味している。

また、図 1 では、MFN 税率と ACFTA 税率の差分（MFN 税率－ACFTA 税率）である「関税率差」を縦横線の棒グラフで表示しているが、これは通常の輸入で支払わなければならない関税率と ACFTA の利用で適用される関税率の差であるため、ACFTA 活用で削減（節約）できる関税率を表している。

図 1 のように、中国の ASEAN からの輸入で ACFTA 活用による関税率差は、2015年の加重平均では3.3%であり、インドネシアの中国からの輸入における関税率差は4.7%、タイは4.1%、カンボジア6.2%、ミャンマー2.8%であった。

この結果が示唆するところは、中国の3.3%に比べて、ASEAN4カ国の ACFTA の関税率差はミャンマーを除いて4%以上であり、それだけ ACFTA を活用した時の関税削減効果大きいということだ。企業は、中国の ASEAN からの輸入よりも、

インドネシア、タイ、カンボジアの中国からの輸入で ACFTA の活用を決断しやすいということでもある。ミャンマーの関税率差が低いのは、MFN 税率が中国と同様に低いため、ミャンマーでは関税の削減が他の ASEAN よりも進んでいることが窺える。

したがって、この結果を ASEAN や中国に進出した日本企業の行動に当てはめるならば、ACFTA を活用したサプライチェーンを形成する時の留意点としては、一般的には ASEAN で中国から輸入した方が、逆の場合よりも平均で高いメリットを得られることだ。

しかし、これはあくまでも全品目平均による分析結果である。個々の企業においては、品目によってはむしろ中国で ASEAN から輸入した方が関税メリットを得られるケースもありうる。したがって、企業行動としては、色々な角度から情報を収集・分析し、FTA 活用における最適な選択を実行することが求められる。

しかも、関税率差から導き出される関税削減効果はあくまでも、FTA を利用しなかった場合と FTA を利

用した場合の関税削減額を比較して求められたものである。企業はこのFTAを利用しない場合と利用した場合を比較してFTAの活用を判断する。ところが、実際に輸入国の税関で支払う関税額は、輸入額にACFTA税率を乗じたACFTA税額である（ACFTA税額＝輸入額×ACFTA税率）。つまり、企業が関税率差からFTA利用を決断した後は、実際に支払うのはACFTA税率であるため、中国・ASEANのどの国で輸入すれば最もコストが低いかというサプライチェーンを検討する場合は、最終的な判断材料は各国のACFTA税率の水準になる。

この意味で、図1を見てみると、ACFTA税率が低いのは、インドネシア（1.0%）、中国（1.1%）、ミャンマー（1.4%）という順になる。タイのACFTA税率は2.6%であるので、ACFTAを利用するという条件のみでのサプライチェーンの形成では不利になる。しかし、これらの中国とASEAN4カ国でのACFTA税率の格差は1%～2%にすぎず、むしろ輸送コストや賃金などの関税以外の要因で決まる可能性がある。もちろん、

個々の品目によっては、ACFTA税率が、各国で5%～20%もの差がある場合があるので、その場合は関税格差の要素がサプライチェーンに大きく影響を与えることになると思われる。

## (2) 全体的にはACFTAよりも高いAFTAの関税削減効果

図2は、2015年におけるASEAN4カ国（インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマー）の他のASEANからの輸入における「MFN税率」と「AFTA税率」の平均関税率を加重平均で求めたものである。

この図のように、インドネシアの他のASEAN9カ国からの輸入に対するMFN税率は4.4%であり、AFTA税率は0.2%であった。したがって、インドネシアでは、AFTAを活用しないASEANからの通常の輸入においては全品目平均で4.4%の関税がかかっているが、AFTAを利用する場合は0.2%の関税率が課せられることになる。ちなみに、2013年のインドネシアのAFTA税率は0.7%であったが、2014年は0.2%に大きく低下し、2015年のAFTA税率は2014

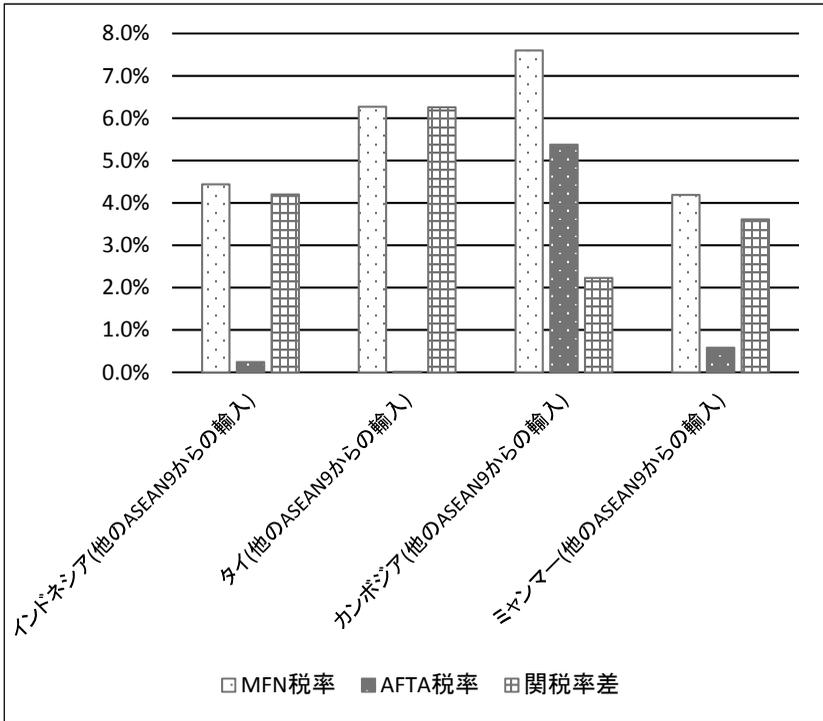
年と同じ割合を維持している。

この結果、インドネシアのある企業がタイから 100 万円輸入した時、AFTA を利用しない場合は、通常支払う関税額は全ての品目の平均で 100 万円に 4.4% を掛けた 4.4 万円になる。これが、AFTA を活用すれば、

平均で 100 万円に 0.2% を掛けた 0.2 万円だけを支払えばよいことになる。この場合は、FTA の活用で生まれる関税削減のメリットは 4.2 万円 (4.4 万円 - 0.2 万円) ということになる。

タイの他の ASEAN9 各国からの輸入に課せられる 2015 年の MFN 税

図 2 : AFTA4 各国の平均関税率 (2015 年、加重平均)



(注 1) 品目毎の輸入額で重み付けをした加重平均税率。

(注 2) MFN 税率および AFTA 税率の重み付けに用いる輸入額は、自国を除く ASEAN9 各国からの輸入額とした。

(資料) 図 1 と同様。

率は6.3%であった。また、タイのAFTA税率は0.0%とほとんど関税が撤廃されている。

カンボジアのMFN税率は7.6%と相対的に他のASEANよりも高いものの、それほど際立って高いわけではない。しかし、AFTA税率は5.4%となっており、他のASEANのAFTA税率が0%台になっているのに対し、段違いに高い税率になっている。これは、カンボジアの軽質油及びその調整品などの石油精製品のAFTA税率が高いためである。輸入の割合が高い石油精製品のAFTA税率が高いため、図2の加重平均のAFTA税率は大きく引き上げられているが、単純平均の場合ではその効果が薄れ、それほどAFTA税率に影響が現れていない。また、カンボジアでは、石油精製品を含む鉱物性燃料の幾つかの品目で、AFTA税率の方がMFN税率よりも高い逆転現象が発生している。

ミャンマーのAFTAにおけるMFN税率は4.2%と他のASEANよりも低い。AFTA税率は0.6%であり、インドネシア・タイとそれほど遜色のない水準まで低下している。

AFTAにおけるMFN税率とAFTA税率の差分である「AFTAの関税率差」(MFN税率-AFTA税率)は、通常の輸入で支払わなければならない関税率とAFTAの利用で適用される関税率の差であるため、AFTA活用で削減(節約)できる関税率を表している。図2のように、2015年における加重平均によるインドネシアのAFTAの関税率差は4.2%、タイは6.3%にも達する。これに対して、カンボジアは2.2%、ミャンマーは3.6%と低い。カンボジアはACFTAでは最も高い関税率差を示していたが、AFTAでは最も低くなっている。

この加重平均によるAFTAの関税率差の結果によれば、インドネシアではほんの少しではあるがACFTAの関税率差(4.7%)の方がAFTA(4.2%)を上回っているし、カンボジアもACFTA(6.2%)の方がAFTA(2.2%)よりも高い。しかし、タイでは、AFTAの関税率差(6.3%)がACFTA(4.1%)を上回っているし、ミャンマーでもAFTA(3.6%)がACFTA(2.8%)よりも高い。

一般的にはAFTAの方がACFTAよりも先に発効した分だけ関税率差

(関税削減効果) が大きいと考えられるが、インドネシアでは ACFTA の関税削減効果の方が AFTA よりもほんの少しだけ上回っているし、カンボジアでは AFTA を利用した輸入の割合が高い石油精製品が高関税であるという特殊要因から、ACFTA の方が AFTA よりも関税を削減する効果が高いということになる。

ちなみに、2 年前の 2013 年度の結果では、マレーシアの ACFTA の関税率差は 3.6%、AFTA は 3.8%であった。ベトナムでは、それぞれ 1.7%に 5.3%であったので、両国とも AFTA の効果の方が ACFTA よりも大きかった。したがって、ASEAN においては、一般的には AFTA の関税削減効果の方が ACFTA よりも高い国が多いという結果になる。

特に、タイの AFTA 活用による関税削減メリットは ACFTA よりも効果大きい。タイで他の ASEAN から 100 万円輸入した場合、関税率差が 6.3%であるので、全品目平均で 6.3 万円の関税を節約できる。タイが ACFTA を利用して中国から 100 万円を輸入した場合は、関税率差が 4.1%であるので、4.1 万円の節約に

なる。つまり、差し引き 2.2 万円が、タイの AFTA と ACFTA を利用した時の関税削減効果の違いということになる。

なぜこのように、タイにおいて AFTA と ACFTA で平均関税率に差が生じたかという、もちろん、ACFTA と AFTA の両協定において約束した個々の品目の関税削減率(譲許税率)の違いが大きな原因である。AFTA は ACFTA よりも早く発効した分だけ、センシティブ品目を含む全体の品目で関税の自由化(撤廃)が進んでいる。

## 2. 2015 年における ACFTA の関税削減額と関税削減率

### (1) 中国の関税削減額は 70 億ドル

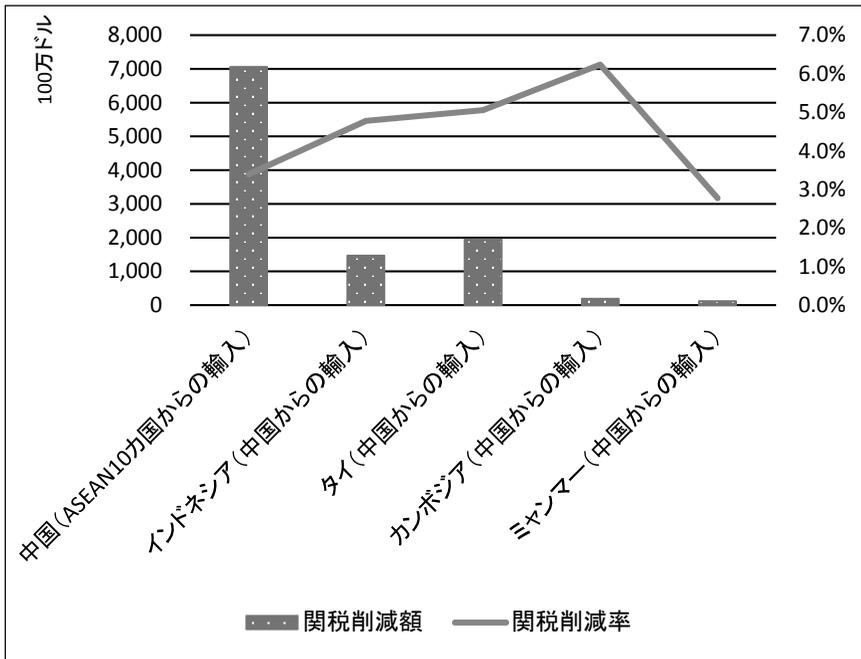
図 3 は、中国、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーの関税削減額と関税削減率を計算したものである。関税削減額は、ACFTA5 カ国の相手先からの輸入額に、MFN 税率を乗じた「MFN 税額」と ACFTA 税率を乗じた「ACFTA 税額」との差分を求めることにより計算している〔関税削減額＝MFN 税額(輸入額×

MFN 税率) - ACFTA 税額 (輸入額 × ACFTA 税率)}。

関税削減額は、ACFTA を利用した関税削減によりどれだけ輸入額を節約できたかを示している。また、この関税削減額を輸入額で割ることに

より関税削減率を得ている。これは、例えば ACFTA による乗用自動車の関税率差 (MFN 税率 - ACFTA 税率) の分だけ節約できた関税削減額は、乗用自動車の輸入額全体の何%であるかを表している。

図3：ACFTA5カ国の関税削減額及び関税削減率



(注1) 関税削減額は、約1万品目における品目毎の削減額 (MFN 税額 - ACFTA 税額) を加重平均で積み上げて算出した。

(注2) ACFTA 税率の方が MFN 税率よりも高いという逆転現象により、品目毎の関税削減額がマイナスである場合、その品目の関税削減額は0としている。このため、逆転現象が無ければ通常は「関税削減率」と「関税率差」は一致するが、逆転現象があった場合はその分だけ関税削減率の方が関税率差よりも大きくなる (以下の図表、同様)。

(資料) 図1と同様

図3は2015年に実施されているACFTA関税率を2014年の輸入額に適用し、中国とインドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーの関税削減額と関税削減率を算出したものである。

図3のように、2015年の中国のASEAN10カ国からの輸入の「関税削減額」は70.6億ドルであった。一方、中国のASEAN10カ国からの輸入額は2,080.9億ドルであった。したがって、ACFTAを活用した場合の中国のASEAN10カ国からの「関税削減率」は、3.4%（70.6億ドル÷2,080.9億ドル）ということになる。

同様に、インドネシアの中国からの輸入に対する関税削減額は14.6億ドルで、関税削減率は4.8%であった。タイは19億ドルで5.1%となり、カンボジアは1.9億ドルで6.2%、ミャンマーは1.1億ドルで2.8%と、ミャンマー以外はいずれも中国よりもACFTAを用いた関税削減率は高かった。したがって、関税削減率というACFTAの関税削減効果の面では、インドネシア、タイ、カンボジアの方が中国よりも大きいということになる。

しかも、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーのASEAN4カ国における関税削減額の平均は9.3億ドルであり、単純に10倍したASEAN10全体の関税削減額は93億ドルとなる。同時に、ASEAN4カ国平均の関税削減率は4.9%であった。中国のASEAN10からの関税削減額は70.6億ドルであるので、関税削減率という割合の面だけでなく、ACFTAの関税削減額はその絶対額でも中国を上回っていると見込まれる。

## (2) 14の業種別に見た関税削減額と関税削減率

表1は、ACFTA5カ国の業種別の関税削減額及び関税削減率をまとめたものである。関税削減額においては、中国の場合は全体の中で、最も金額が高かった業種は、「窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品」で13.5億ドル、次いで「農水産品」の12.4億ドルであった。

インドネシアでは、「窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品」、「繊維製品・履物」の関税削減額が高く、それぞれ約3億ドルであった。タイで

表1：ACFTA5カ国の業種別関税の削減額及び関税削減率

(単位：USドル)	中国 (ASEAN10カ国からの輸入)		インドネシア (中国からの輸入)		タイ (中国からの輸入)		カンボジア (中国からの輸入)		ミャンマー (中国からの輸入)	
	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率
農水産品	1,238,462,293	9.0%	71,221,148	7.4%	248,615,031	22.8%	1,545,019	8.4%	10,640,328	4.1%
食料品・アルコール	212,723,551	10.7%	22,555,691	3.2%	78,820,357	20.2%	694,939	6.3%	11,010,285	8.1%
鉱物性燃料	629,249,526	2.0%	8,688,471	2.3%	1,816,104	0.7%	15,898	0.4%	14,159,814	1.4%
化学工業品	650,209,343	5.2%	106,348,219	3.1%	97,124,438	2.9%	2,086,698	4.2%	6,219,961	2.8%
プラスチック・ゴム製品	958,467,657	4.8%	51,589,972	4.2%	146,141,758	7.9%	2,576,688	5.1%	1,588,876	0.9%
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	49,563,802	7.6%	14,518,335	8.2%	75,719,990	28.0%	1,364,010	7.1%	373,210	7.3%
木材・パルプ	10,176,989	0.1%	4,352,288	1.4%	8,901,327	1.7%	1,258,668	3.7%	1,515,373	2.7%
繊維製品・履物	525,572,808	10.4%	289,750,681	10.2%	241,753,507	12.8%	89,429,638	5.2%	16,277,407	12.0%
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1,351,203,220	7.3%	297,443,220	6.3%	358,064,603	5.4%	8,555,898	5.0%	9,527,030	1.6%
機械類・部品	309,555,036	1.4%	282,993,590	4.0%	123,389,148	1.6%	36,505,210	12.7%	6,776,491	1.1%
電気機器・部品	712,532,345	1.1%	203,843,034	3.0%	287,475,700	2.5%	30,074,648	8.9%	4,550,208	2.2%
輸送用機械・部品	102,398,608	9.1%	19,302,014	2.1%	99,689,776	6.9%	2,239,171	1.1%	27,316,273	4.7%
光学機器・楽器	277,893,767	5.7%	20,106,335	5.2%	53,000,678	5.3%	2,931,779	15.4%	950,925	1.9%
雑製品	30,628,923	4.6%	69,746,681	10.9%	127,442,064	15.6%	7,769,141	11.8%	2,049,837	4.7%
全体	7,058,637,867	3.4%	1,462,459,678	4.8%	1,947,954,482	5.1%	187,047,407	6.2%	112,956,019	2.8%

(資料) 図1と同様。

は、「窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品」、「電気機器・部品」が高く、約3億ドル～4億ドルの関税削減額である。

カンボジアでは、「繊維製品・履物」(8,943万ドル)、「機械類・部品」(3,651万ドル)、ミャンマーでは、「輸送用機械・部品」(2,732万ドル)、「繊維製品・履物」(1,628万ドル)の関税削減額が高かった。

関税削減率を見てみると、中国においては「食料品・アルコール」の10.7%が最も高く、次に「繊維製品・履物」が10.4%と続く。つまり、当たり前のことであるが、関税削減額という絶対額と関税削減率という割

合では結果は異なる。

インドネシアにおいては、「雑製品」が10.9%、「繊維製品・履物」が10.2%、タイでは「皮革・毛皮・ハンドバッグ」が28.0%、「農水産品」が22.8%と関税削減率が高かった。カンボジアでは、「光学機器・楽器」が15.4%、「機械類・部品」が12.7%、ミャンマーでは、「繊維製品・履物」が12.0%、「食料品・アルコール」が8.1%と高かった。

### (3) 50品目にブレイクダウンした関税削減効果

表2は、表1の14業種よりも細かな商品を取り上げている。注目さ

れるのは、タイの中国からの輸入では、ばれいしょ、トマト、玉ねぎ、かぼちゃ、メロン、りんご、梨の ACFTA の関税削減率が 5%~127% に達していることだ。このため、ミルク及びクリーム同様に、関税削減効果が高い品目になっている。ミャンマーの中国からの輸入においても、これらの品目の多くで ACFTA の関税削減率が 15%に達している。

米（コメ）においては、中国の関税削減率が 26.6%であり、タイでは 22%と高率であったが、カンボジア、ミャンマーは 0%であった。中国の ASEAN からの米の関税削減額は 2.8 億ドルを超え、1.9 億ドルのデジカメを上回り、表 5 の 50 品目の中では最も金額が高かった。インドネシアでは中国からの米の輸入実績が無く加重平均により関税削減率を計算することができなかった。

緑茶では、タイの中国からの輸入における関税削減率は 60%の高率であり、中国の ASEAN からの輸入では 15%の関税削減率であった。コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料においては、中国の関税削減率が 35%と高いが、タイでも 10.2%、インド

ネシアでも 17.3%、カンボジアで 35%、ミャンマーで 10%と非常に高かった。清酒・りんご酒・梨酒などの発酵酒では、中国が 40%、タイでは 60%、カンボジア 15%、ミャンマー10%であり、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料と同様に ACFTA の関税削減効果が大きい品目の 1 つになっている。

T シャツにおいては、中国とタイの関税削減率がそれぞれ 14%、30%、インドネシア 10%、カンボジア 15.5%であり、ミルク、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料、清酒などと同様に、関税削減のメリットが大きい品目である。

電話機、ディスク・テープ等、テレビカメラ、電気制御用・配電用のパネル、ダイオード、集積回路については、カンボジアを除いて各国とも全体的には関税削減率は低い。これは、元々の関税率を引き下げることにより、電気・電子分野の域内の相互調達を容易にし、サプライチェーンの形成につながる政策が反映されているものと考えられる。

乗用自動車では、中国の関税削減率は 24.3%、タイは 34.9%、インド

表2：ACFTA5カ国の代表品目別の関税削減額及び関税削減率

		中国 (ASEAN10カ国からの輸入)		インドネシア (中国からの輸入)		タイ (中国からの輸入)		カンボジア (中国からの輸入)		ミャンマー (中国からの輸入)		
		関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	
1	0201	牛肉 (冷蔵のもの)	0	--	0	--	0	--	0	--	501	15.0%
2	0202	牛肉 (冷凍のもの)	0	--	0	--	0	--	0	--	12,787	15.0%
3	0401	ミルク及びクリーム (甘味料を加えないもの)	8,991	15.0%	0	--	6	41.0%	3,173	7.0%	69,001	3.0%
4	0402	ミルク及びクリーム (甘味料を加えたもの)	1,065,074	10.0%	193	5.0%	115,138	18.2%	5,781	15.0%	806,468	3.0%
5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	0	--	0	--	28	30.0%	66,662	35.0%	5,497	5.0%
6	0407	殻付きの鳥卵	0	--	0	--	0	--	0	--	46,802	15.0%
7	0701	ばれいしょ	0	--	162,263	20.0%	7,582,908	125.0%	0	--	15,758	15.0%
8	0702	トマト	0	--	0	--	22,746	40.0%	0	--	648	15.0%
9	0703	たまねぎ、シャロット	0	--	152,624	5.0%	9,275,248	126.6%	0	--	14	0.5%
10	0709	かぼちゃ	22,390	13.0%	584	5.0%	46	40.0%	0	--	0	--
11	0807	メロン	0	--	490	5.0%	1,673,544	40.0%	0	--	469	15.0%
12	0808	りんご	0	--	6,760,392	5.0%	11,071,822	10.0%	9,544	7.0%	19,271	15.0%
13	0808	梨	0	--	3,371,099	5.0%	9,272,186	30.0%	592	7.0%	2,096	15.0%
14	0810	イチゴ	0	--	3,250	5.0%	15,752	40.0%	0	--	0	--
15	0902	緑茶	83,757	15.0%	1,000	5.0%	72,120	60.0%	1,181	7.0%	0	0.0%
16	1006	米	284,383,761	26.6%	--	--	25	22.0%	2	0	0	0
17	2202	コーヒ-牛乳等の甘味飲料	16,379,448	35.0%	6,830	17.3%	826	10.2%	32,098	35.0%	417,637	10.0%
18	2206	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	298,764	40.0%	0	0.0%	242,685	60.0%	5,199	15.0%	5,302	10.0%
19	3701	感光性の写真用プレート等	215,322	19.9%	804,026	5.0%	0	0.0%	4	15.0%	1,843	15.0%
20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	0	--	23,231	5.0%	0	0.0%	5,646	7.0%	15,356	15.0%
21	3901	エチレンの重合体	161,291,120	4.4%	299,389	1.3%	380,575	2.8%	0	0.0%	124,899	1.5%
22	3919	プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	7,632,056	6.5%	3,970,367	7.7%	3,143,161	5.0%	5,406	0.3%	0	0.0%
23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	17,029,373	6.4%	3,583,904	3.1%	5,885,401	5.0%	66,574	6.9%	0	0.0%
24	6109	Tシャツなどの肌着	17,369,188	14.0%	1,882,079	10.0%	7,785,288	30.0%	17,714	6.7%	36,626	15.5%
25	7108	金 (非常用以外で粉状でないもの)	0	--	0	--	0	0.0%	0	--	0	--
26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	15,978	6.0%	10,329,053	15.0%	0	0.0%	0	0.0%	301,901	1.0%
27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	8,148,675	8.0%	8,774,583	12.5%	0	0.0%	516,491	15.0%	102,587	1.5%
28	8207	手工用具又は加工機械用の互換性工具	1,276,564	8.0%	0	0.0%	9,408,958	10.0%	41,818	15.0%	41,878	1.0%
29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	114,775	5.0%	10,381,235	9.7%	3,252,966	4.9%	1,929,400	15.0%	782,369	1.0%
30	8443	印刷機及び部分品	8,346,562	0.4%	16,437,781	4.1%	0	0.0%	213,375	15.0%	211,201	2.3%
31	8457	マシンセンター	2,664,129	9.7%	98,299	5.0%	0	0.0%	0	--	0	--
32	8477	射出成形機	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	190,674	15.0%	10,951	1.0%
33	8479	線繰り上げ巻付け機等	0	0.0%	3,042,073	9.4%	0	0.0%	19,250	15.0%	29,769	1.0%
34	8480	金属鋳造用鋳型枠等	419,638	1.2%	3,568,206	5.0%	11,035,792	5.0%	163,559	15.0%	7,163	1.0%
35	8501	電動機及び発電機	58,917,435	9.0%	18,486,376	9.9%	1,329,830	0.2%	94,225	7.1%	242,015	1.0%
36	8517	電話機及びその他の機器	1,304,578	0.0%	596,823	0.0%	0	0.0%	4,073,932	9.1%	1,522,634	4.0%
37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	24,852	0.0%	34,749	0.1%	1,783,279	1.9%	45,451	15.0%	52,333	1.5%
38	8525	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	186,385,830	7.7%	610,658	2.3%	0	0.0%	148,682	15.0%	47,979	10.0%
39	8528	カラオケレディ	18,601	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	1,353	15.0%	0	0.0%
40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	29,607,039	7.4%	4,553,107	2.9%	56,837,264	9.9%	2,722,187	8.6%	67,551	1.0%
41	8537	電気制御用又は配電用のパネル等	18,362,769	2.8%	5,135,203	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	5,931	1.0%
42	8541	ダイオード、トランジスタ等	0	0.0%	170,223	0.3%	0	0.0%	35,866	7.0%	45,242	7.5%
43	8542	集積回路	0	0.0%	202,955	0.2%	0	0.0%	0	--	5,268	1.5%
44	8703	乗用自動車	2,928,058	24.3%	44,755	10.8%	4,835,629	36.9%	192,055	12.3%	26,180,867	13.3%
45	8704	貨物自動車	25,891	4.2%	53,804	0.4%	2,031,653	10.8%	644,913	4.3%	0	0.0%
46	8708	自動車の部分品、附属品	26,511,882	6.1%	1,267,092	1.0%	26,789,766	5.2%	179,653	12.9%	271,308	2.4%
47	8905	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	0	--	284,050	0.5%	0	0.0%	177	15.0%	84,631	1.5%
48	9006	写真機、写真用のせん光器具	2,366,610	12.3%	110,768	5.8%	393,918	2.4%	1,596	35.0%	1,536	15.0%
49	9018	医療用又は獣医療用の機器	8,259,232	4.7%	1,597,541	4.9%	502,755	1.3%	0	0.0%	250,339	1.5%
50	9031	測定用又は検査用の機器	11,894,621	5.0%	494,709	5.0%	0	0.0%	32,033	15.0%	1,637	1.5%

(資料) 図1と同様。

ネシア 10.8%、カンボジア 12.3%、ミャンマー13.3%と高かった。貨物自動車では、各国ともタイ以外は全体的に ACFTA 税率が MFN 税率に対してあまり削減されておらず、中国の関税削減率が 4.2%、インドネシアが 0.4%、タイが 10.8%、カンボジアが 4.3%、ミャンマー0%であった。自動車部品ではカンボジアが 12.9%と関税削減率が高かったが、中国は 6.1%、インドネシアは 1.0%、タイは 5.2%、ミャンマーは 2.4%にとどまっている。

### 3. 2015 年の AFTA の関税削減額と関税削減率

#### (1) AFTA 効果が大きいタイ

図 4 は、2015 年のインドネシアとタイ、カンボジア、ミャンマーにおける ASEAN からの輸入における関税削減額と関税削減率を算出したものである。

2015 年のインドネシアの他の ASEAN9 カ国からの輸入における「関税削減額」は 22.5 億ドル（インドネシアの中国からの輸入での ACFTA 関税削減額は 14.6 億ドル）

であった。一方、インドネシアの 2015 年における他の ASEAN9 カ国からの輸入総額は 497.1 億ドル（インドネシアの中国からの輸入額は 306.2 億ドル）であった。したがって、AFTA を活用した場合のインドネシアの ASEAN9 カ国からの輸入での関税削減率は 4.5%（22.5 億ドル÷497.1 億ドル）ということになる（ACFTA 利用時のインドネシアの中国からの関税削減率は 4.8% = 14.6 億ドル÷306.2 億ドル）。

同様に、タイの AFTA 利用時の他の ASEAN9 からの輸入に対する関税削減額は 25.2 億ドル（ACFTA では 19.5 億ドル）で、関税削減率は 6.3%（ACFTA では 5.1%）であった。カンボジアの AFTA 利用での関税削減額は 1.7 億ドル（ACFTA では 1.9 億ドル）で、関税削減率は 6.0%（ACFTA では 6.2%）、ミャンマーの AFTA 利用による関税削減額は 2.2 億ドル（ACFTA では 1.1 億ドル）、関税削減率は 3.6%（ACFTA では 2.8%）であった。

カンボジアのみ ACFTA 利用での関税削減額の方が AFTA 利用の場合よりも高くなっているが、これはカ

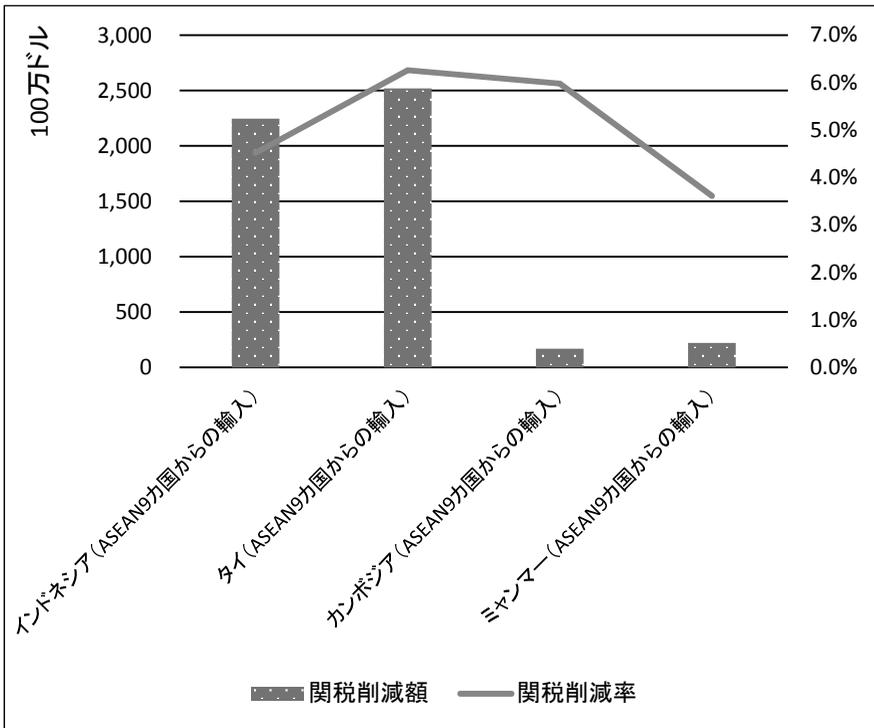
ンボジアの中国からの輸入額がASEANからの輸入額よりも大きいためである。それだけ、カンボジアの中国への依存度が他のASEANよりも大きいことを示している。

これに対して、インドネシアのAFTAを活用した時の関税削減額は、ACFTAを活用した場合の関税削減額の1.5倍になる。なぜ、インドネシアでAFTAの方がACFTAよりも

関税削減額が大きくなるのかというと、「インドネシアの他のASEANからの輸入」が「インドネシアの中国からの輸入」の1.6倍に達するからである。

タイにおいては、ASEANからの輸入額は中国からの輸入額とほぼ同額であるが、タイのAFTAを活用した時の関税削減額は、ACFTAを活用した場合の関税削減額を5.7億ドルほ

図4：AFTA4カ国の関税削減額及び関税削減率



(資料) 図1と同様。

ど上回っている。これは、タイが ACFTA 税率 (2.6%) よりも AFTA 税率 (0.0%) を低くし、AFTA の関税削減効果を引き上げている分だけ、AFTA の関税削減額が ACFTA の関税削減額を上回っているためである。

また、タイとインドネシアの関税削減率の差は 1.8% (6.3% - 4.5%) に達するので、AFTA を利用して他の ASEAN から 100 万円を輸入した時は、タイではインドネシアよりも全品目平均で 1.8 万円ほど関税を節約できる。

したがって、純粹に FTA 効果だけを考えるのであれば、タイで他の ASEAN から輸入する方が、インドネシアで ASEAN から輸入するよりも

メリットが大きいということになる。

## (2) AFTA で関税削減率が高い業種は輸送用機械・部品

表 3 は、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマー 4 カ国の AFTA 利用時の業種別の関税削減額及び関税削減率をまとめたものである。

インドネシアにおいては、ACFTA の業種別の関税削減率 (表 1) と比べると、AFTA では「輸送用機械・部品」、「プラスチック・ゴム製品」、「食料品・アルコール」の割合が高かった。ACFTA では、「繊維製品・履物」や「雑製品」、「皮革・毛皮製品・ハンドバック等」の割合が高かったの

表 3 : AFTA4 カ国の業種別の関税削減額及び関税削減率

(単位: USドル)	インドネシア (ASEAN9カ国からの輸入)		タイ (ASEAN9カ国からの輸入)		カンボジア (ASEAN9カ国からの輸入)		ミャンマー (ASEAN9カ国からの輸入)	
	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率
農水産品	43,900,440	6.5%	410,369,813	31.4%	4,480,515	8.4%	11,951,941	3.0%
食料品・アルコール	82,426,439	9.2%	252,788,934	22.9%	33,257,312	8.9%	16,118,899	7.9%
鉱物性燃料	51,191,737	0.2%	61,907,751	0.6%	17,023,285	1.6%	3,716,643	0.2%
化学工業品	126,239,328	3.0%	115,644,810	3.9%	11,077,505	4.6%	10,085,118	3.1%
プラスチック・ゴム製品	369,201,342	9.6%	116,737,377	6.4%	8,917,818	12.2%	4,847,585	1.8%
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	3,417,855	2.2%	9,023,106	13.4%	1,618,544	7.5%	542,632	7.1%
木材・パルプ	25,826,569	4.2%	30,258,475	3.7%	4,568,756	7.0%	1,822,371	2.1%
繊維製品・履物	78,205,262	8.7%	84,753,989	13.0%	18,194,389	6.9%	24,440,447	12.0%
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	275,306,651	8.4%	180,621,387	4.8%	9,958,395	4.5%	9,408,589	1.1%
機械類・部品	280,689,941	5.4%	122,317,383	2.7%	10,844,107	11.7%	9,902,588	1.1%
電気機器・部品	142,898,793	3.2%	290,214,832	3.3%	7,910,808	15.0%	11,256,727	3.7%
輸送用機械・部品	691,235,775	22.2%	744,203,326	32.2%	34,693,027	14.9%	112,846,369	12.9%
光学機器・楽器	32,347,171	5.2%	65,900,825	7.2%	2,132,077	12.3%	1,378,885	1.8%
雑製品	42,457,521	14.0%	34,567,585	16.0%	4,484,589	15.4%	2,494,482	3.8%
全体	2,245,344,823	4.5%	2,519,309,592	6.3%	169,161,125	6.0%	220,813,279	3.6%

(資料) 図 1 と同様。

の関税削減効果に大きな違いがあることが明らかである。特に、インドネシアの「輸送用機械・部品」の関税削減率（効果）において、AFTAでは22.2%と高いが、ACFTAでは2.1%にとどまっている。

タイのASEANからの輸入において、AFTA利用時の関税削減率では、「農水産品」、「食料品・アルコール」、「輸送用機械・部品」が高く、20%～30%台に達している。また、「雑製品」が16%とこれに続く。タイにおいて、ACFTAを利用した中国からの輸入における関税削減率と違うところは、インドネシア同様に「輸送用機械・部品」の割合に大きな差があることである（ACFTA：6.9%⇒AFTA：32.2%）。

カンボジアのAFTAの関税削減率で上位である業種は「雑製品（15.4%）」、「電気機器・部品（15.0%）」、「輸送用機械・部品（14.9%）」であった。ミャンマーの関税削減率で上位の業種は「輸送用機械・部品（12.9%）」、「繊維製品・履物（12.0%）」、「食料品・アルコール（7.9%）」であった。カンボジアでAFTAの方がACFTAの関税削減率

よりも大きな業種は、「輸送用機械・部品」と「プラスチック・ゴム製品」であり、ミャンマーでは「輸送用機械・部品」であった。

すなわち、これらのAFTA4カ国において共通してAFTAの関税削減率の方がACFTAよりも高かった業種は、「輸送用機械・部品」と「食料品・アルコール」ということになる。これは、自動車・同部品の分野においては、ACFTA利用によるASEANと中国との間の相互調達と比較して、いかにASEAN間でのサプライチェーンの形成にAFTAが貢献しているかを示すものと言える。

### (3) AFTA効果が顕著な甘味飲料、カラーテレビ、自動車・同部品

本分析では、表3に掲載されている14業種よりも細かな50品目におけるAFTAの関税削減額と関税削減率を計算している（表2ではACFTAの事例を掲載）。

インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーにおいて、農産物・加工食品の分野で、ACFTAと比較してAFTAを利用した時の関税削減額が高い品目は、ミルク及びクリーム(甘

味料を加えたもの)、バターミルク・ヨーグルト、玉ねぎ、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料である。特に、甘味飲料については関税削減率も高く、AFTA 効果が明確に現れている。

素材・原材料の分野において、AFTA 利用による関税削減額が ACFTA よりも大きい品目は、エチレンの重合体、プラスチック製の板シートや鉄鋼製のネジ・ボルト・ナット等である。機械の分野では、ブルドーザー等や電動機・発電機、電気機器ではカラーテレビ、電気制御用・配電用のパネルが挙げられる。

特筆すべきは、乗用車、貨物自動車、自動車部品では、AFTA の関税削減効果は ACFTA よりも桁違いに大きいことである。例えば、インドネシアの自動車部品の関税削減額は、AFTA を用いた ASEAN からの輸入では 1.2 億ドルであるが、ACFTA 利用での中国からの輸入では 127 万

ドルにすぎなかった。同様に、タイではそれぞれ 1.4 億ドルと 2,700 万ドル、ミャンマーでは 55 万ドルと 27 万ドルであった。

乗用車ではそれ以上に AFTA と ACFTA 利用による関税削減額に格差が出る。インドネシアにおいては、AFTA での関税削減額の 3.8 億ドルに対して ACFTA では 4.5 万ドル。タイでは、同様に、4.1 億ドルに対して 484 万ドル、カンボジアでは 968 万ドルと 19 万ドル、ミャンマーは 9,800 万ドルと 2,600 万ドルであった。

したがって、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーにおいては、AFTA を活用した自動車の関税削減効果が高く、同時に ASEAN 域内の相互調達が活発な品目として、「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」、「カラーテレビ」、「自動車・同部品」を挙げることができる。